

資料 1

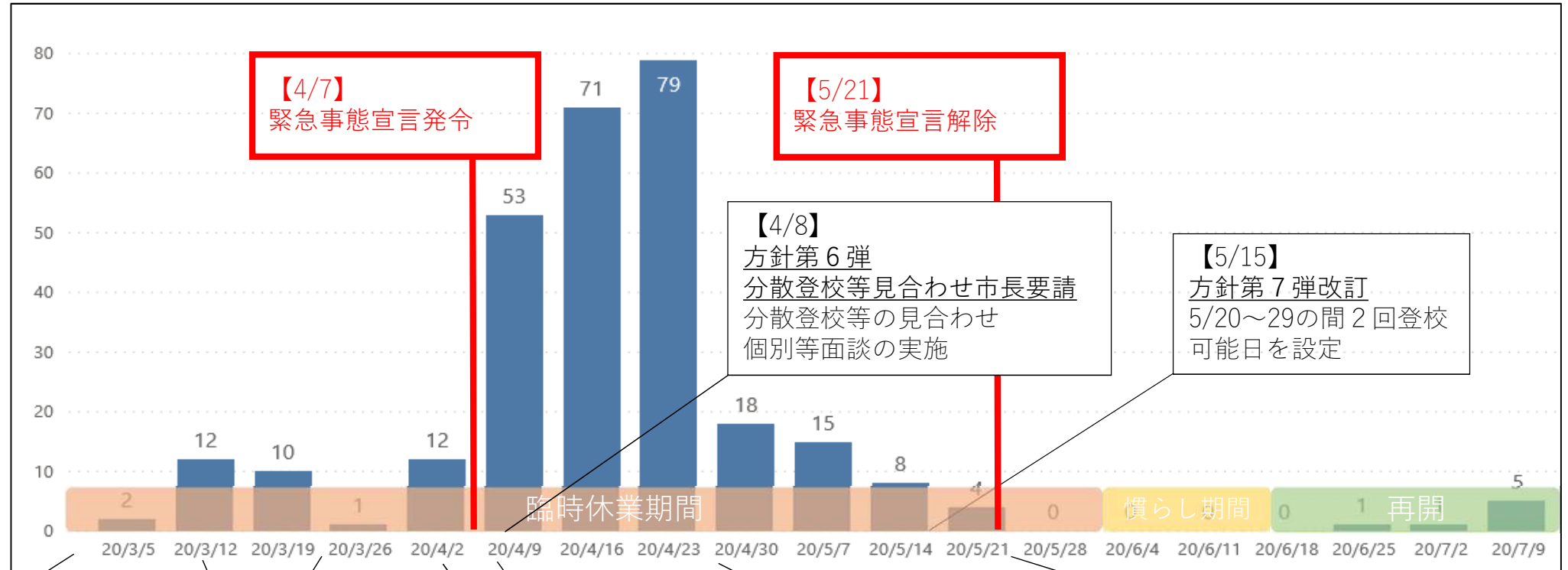
令和 2 年 7 月 1 3 日
第 1 回神戸市総合教育会議

令和 2 年度 第 1 回神戸市総合教育会議

教育委員会事務局説明資料

神戸市における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移とトピック

(市内感染者発生数)



【2/28】
方針第1弾
3/3~15
市立学校園臨時休業

【3/23】
方針第3弾

【3/11】
方針第2弾
臨時休業を春休み開始
まで延長
分散登校・卒業式実施

【3/30】
方針第4弾
再開は4/6までに判断
【4/3】
方針第5弾
再開は4/6に判断

【4/6】
方針第5弾追加
臨時休業継続の市長要請
臨時休業を5/6まで継続
入学式は見合わせ、分散登校
等実施

【4/28】
方針第7弾
臨時休校延長市長要請
臨時休業を5/31まで延長

【5/22】
方針第8弾
市立学校園6/1~再開
夏季休業等短縮で授業時数確保

【4/8】
方針第6弾
分散登校等見合わせ市長要請
分散登校等の見合わせ
個別等面談の実施

【5/15】
方針第7弾改訂
5/20~29の間2回登校
可能日を設定

新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響と対応について

(1) 臨時休業中の取り組み (R2.3.3～R2.5.31)

① 臨時休業中の学校活動

- ・ 分散登校 (3/17～24までに1回)、卒業式の実施
- ・ 個別面談の実施 (4/9～17までに1回)
- ・ 登校可能日の設定 (5/20～29までに2回)

(1) 臨時休業中の取り組み (続き)

② 臨時休業中の生活支援

- ・ 児童生徒の過ごす場所が確保できない場合の受け入れ
(3/3より開始。4/14～特別受入れへ移行)
- ・ 悩み相談窓口の紹介、スクールカウンセラーによる電話相談
- ・ 個別面談の実施 (4/9～17までに1回)
- ・ 経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援
→食品送付による昼食支援、ICTを活用した学習支援
- ・ 生活状況の把握および心のケア
→学習状況の確認を含め、週1回は電話連絡や家庭訪問を実施
→学校再開後には、児童生徒及び保護者を対象に、体調や生活リズムの変化等を確認する生活アンケートを実施

(1) 臨時休業中の取り組み（続き）

③ 感染防止対策

- 基本的な感染症対策の実施
 - i) 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
 - ii) こまめな手洗いの徹底
 - iii) マスクの着用
 - iv) 多くの児童生徒等が手を触れる箇所の消毒 など
- 集団感染のリスクへの対応
 - i) 換気の徹底
 - ii) 密集を避けるための配慮（1～2mの間隔の確保）
 - iii) 近距離での会話や大声での発声を控える
- 1 教室当たりの入室は15名程度とし、座席間を離す（登校可能日）

(2) 学校再開後の取り組み (R2.6.1～)

① 慣らし期間の設定 (R2.6.1～R2.6.12)

- ・ 学級を2つに分割し登校
(小学校：隔日、中学校：午前午後に分け毎日)
- ・ 休業期間に課した学習課題を回収・点検し、家庭学習の状況を把握する (詳細は後述)
- ・ 慣らし期間中の時間割は各学校の実情に応じて編成し、家庭学習を継続して課す

(2) 学校再開後の取り組み (続き)

② 通常授業開始後の学校活動 (R2.6.15～)

- ・ 感染防止対策を徹底したうえで「入学お祝いの会」等を実施
- ・ 授業時数の確保
 - 休業期間の短縮
(夏季休業は小学校15日、中学校は24日短縮)
 - 時間割編成等の工夫 (短時間授業の実施など)
 - 学校行事の内容変更と準備・練習時間の縮減
(運動会・体育大会、音楽会等)

⇒心身への負担とならないよう、様々な方法をバランスよく組み合わせ、文部科学省が定める標準授業時数以上、他都市と比べても十分な授業時数を確保

(2) 学校再開後の取り組み（続き）

③ 感染症対策を踏まえた熱中症対策

- ・ 「神戸市立学校園熱中症対策ガイドライン」を新たに策定
- ・ 適宜換気を行いながらクーラーを適切に使用
- ・ クーラーが整備されていない特別教室は気温が高い日は使用しない
- ・ 飲み口に触れないよう指導した上でウォータークーラーを使用
- ・ ウォーターミストを積極的に使用
- ・ 換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなど配慮した上でマスクを外す（体育授業・登下校時も同様）
- ・ スポットクーラーの配備（各学校2～3台）

(2) 学校再開後の取り組み（続き）

④ 児童生徒等や教職員が感染した場合の対応

- ・原則、当該学校園を臨時休業する
（期間は保健所と相談の上決定）

< 垂水中学校の場合（7/4（土）感染確認） >

- ・生徒や他の教職員の健康観察のため、
7/6（月）～7/8（水）まで当該校を臨時休業とした
- ・当該校において濃厚接触者に該当する人はいないが、
担任しているクラスの生徒及び教職員にPCR検査を実施

(3) 臨時休業中およびこれからの学習指導

① 臨時休業中・学校再開後

児童生徒の学びの保障のため、臨時休業中、家庭学習を支援する取り組みを行った

i) 学習課題等の
作成

ii) 学習課題の提示と
家庭学習の実施

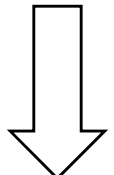
iii) 学習状況の把握と
授業の進め方

(3) 臨時休業中およびこれからの学習指導 (続き)

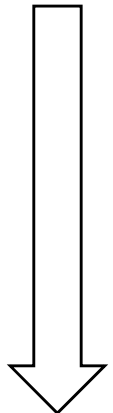
①-1 臨時休業中 i・ii

家庭学習 = 予習中心 → 児童生徒が自ら予習できるよう支援

【学びの手順書の作成・配信 (配布)】

- 
- ・予習の進め方を示した手順書を提示 (4/17~)
- <手順書だけでは予習が難しい児童生徒のために>

【授業動画の作成配信】

- 
- ・教育委員会事務局が動画作成・配信 (4月下旬~)
※各学校でも独自に動画配信を実施
 - ・PCやスマホ等からアクセスできる「こうべっ子家庭学習ページ」の開設 (4/23~)
- <授業動画を見ることができない児童生徒のために>

(3) 臨時休業中およびこれからの学習指導 (続き)

【テレビ授業「おうちDEまなぼう」作成・放映】

- ・サンテレビとの連携で番組放送 (5/7～6/10)

【家庭学習のフォロー】

- ・「みんなの学習クラブ」の学習履歴をオンラインで把握
(PC等で学習できない場合はプリント配布・回収)
→電話等による指導を実施
- ・「こうべっ子家庭学習ページ」に児童生徒が質問を送信できる「問合せフォーム」を作成 (5/12～)

【ICT環境が整わない児童生徒への対応】

- ・WiFiルーター付きのPCを中3、小6から優先的に貸与

(3) 臨時休業中およびこれからの学習指導 (続き)

①－2 学校再開後 iii

【学習状況の把握】

- ・休業期間中の家庭学習の課題を回収点検

【スタートプランの実施】

- ・学校再開後の授業モデル（「学びの手順書」を生かした効果的指導）を教育委員会が作成・提示

【教育課程（6月～3月）の再編成】

- ・感染リスクの高い学習活動の実施時期等にも配慮

【短時間学習への対応】

- ・短時間学習（15分、30分）に適した内容を教育委員会が例示

【きめ細やかに対応できる教育環境整備】

- ・学習指導員、スクールサポートスタッフの追加配置
- ・加配教員を活用した少人数授業の実施

(参考) 授業動画 (教科指導課作成、おうちDEまなぼう)

(3) 臨時休業中およびこれからの学習指導（続き）

② 1人1台端末配備前

【第2波により再び臨時休業となった場合の対応】
～オンライン学習による学びの保障～

i) みんなの学習クラブの活用

- ・ i プリ（学習プリント）等による課題提示
 - ・ マイページ機能（学習進度を児童生徒が登録）の活用により教員が学習履歴を把握
- 電話やテレビ会議等により個別に指導

ii) 授業動画の配信等

- ・ 「学びの手順書」をもとにした授業動画を各校で配信
- ・ 授業のライブ配信
- ・ ホームページ上の問い合わせフォーム等を活用し、児童生徒の質問に対応（生活状況の把握にも対応）

(3) 臨時休業中およびこれからの学習指導 (続き)

② 1人1台端末配備前

iii) テレビ会議ソフトによる同時双方向通信

→ まずは教員と児童生徒のコミュニケーションツールとして活用することからはじめていく

- ・ 朝や夕方の決まった時間にホームルームを実施
(オンライン上で情報伝達や会話を行う。)
- ・ 教員と児童生徒が画面越しに1対1で面談
(学習の進捗状況や生活状況等を確認しアドバイスを
行う。)

iv) ICT環境が整わない児童生徒への対応

- ・ Wi-Fiルータ付きパソコン貸与の継続
- ・ GIGAスクール構想の端末調達の前倒し
→ 中3,小6分を先行して確保し優先的に配備

(3) 臨時休業中およびこれからの学習指導（続き）

③ 1人1台端末配備後

【端末を家庭学習にも日常的に活用できる学習環境の実現】

- ・ 同時双方向通信によるコミュニケーション
- ・ チャット機能を活用した文字によるコミュニケーション
- ・ 教育用ソフトウェアの導入
（デジタル教科書・教材、学習支援ソフトウェア等）
- ・ 学習履歴データの把握・分析による指導の個別最適化
（自動分析と適切な課題提示）

など

→ プロジェクトチームを中心に早急に検討